

第69回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年8月19日（木）14時半～
場 所：県庁21階 特別会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 宿泊療養施設の充実
4. その他

香川県の現状

資料 1 - 1

【8/9～緊急事態対策期】

| 直近 1 週間の 累積新規感染者数 | 先週 1 週間の 累積新規感染者数 |
|----------------------|----------------------|
| 538人 | 339人 |

| 8月 累積新規感染者数 (8月18日現在) | 7月 累積新規感染者数 |
|-----------------------------|----------------|
| 994人 | 210人 |

| 指 標 | 8月18日現在 |
|-----------------------------------|---|
| ① 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人) | 10万人当たり 56.3人 <直近 1 週間 (8/12～8/18) 538人 > |
| ② 感染経路不明者数 の割合 | 44.8% <①の 538人 のうち感染経路不明は 241人 > |
| ③ 直近 1 週間と先週 1 週間の比較 | 1.6 <先週 1 週間 (8/5～8/11) 339人 > |
| ④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率) | 62.8% <入院患者 147人 / 病床234床> |
| // (入院医療：入院率) | 22.8% <入院患者 153人 / 療養者数 670人 > |
| // (重症者用病床：確保病床の使用率) | 39.3% <重症患者 11人 / 病床28床> |
| ⑤ 療養者数 (対人口 10 万人) | 10万人当たり 70.1人 < 670人 [入院 153人、宿泊療養等 517人] > |
| ⑥ 直近 1 週間の P C R 陽性率 | 9.3% <陽性 538人 / 検査数 5810人 > |

| (参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安 | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| ステージⅢ | ステージⅣ |
| 1 週間 10 万人当たり 15 人以上 | 1 週間 10 万人当たり 25 人以上 |
| 50%以上 | |
| — | |
| 20%以上 | 50%以上 |
| 40%以下 | 25%以下 |
| 20%以上 | 50%以上 |
| 10 万人当たり 20 人以上 | 10 万人当たり 30 人以上 |
| 5%以上 | 10%以上 |

香川県の感染者の状況等（8/1～8/16発生分） n=818

資料 1 - 2

○性別

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 男 | 458人 | 56% |
| 女 | 360人 | 44% |
| 計 | 818人 | 100% |

○年代

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 10歳未満 | 62人 | 8% |
| 10歳代 | 117人 | 14% |
| 20歳代 | 190人 | 23% |
| 30歳代 | 155人 | 19% |
| 40歳代 | 134人 | 16% |
| 50歳代 | 107人 | 13% |
| 60歳代 | 33人 | 4% |
| 70歳代 | 11人 | 1% |
| 80歳代 | 7人 | 1% |
| 90歳以上 | 2人 | 0% |
| 計 | 818人 | 100% |

【参考】

○療養状況（8/18時点）

| | |
|----------|------------------|
| 入院 | 153人（うち確保病床147人） |
| 宿泊療養 | 96人 |
| 自宅療養 | 74人 |
| 調整中 | 347人 |
| 計 | 670人 |

○リンク有無

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 特定※ | 431人 | 53% |
| 不明 | 387人 | 47% |
| 計 | 818人 | 100% |

○感染経路（上記※内訳）

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 同居家族 | 196人 | 45% |
| 知人との交友活動 | 97人 | 23% |
| 職場 | 81人 | 19% |
| 学校 | 3人 | 1% |
| 医療・介護等施設 | 5人 | 1% |
| 保育施設 | 3人 | 1% |
| 親族 | 27人 | 6% |
| ビジネス | 3人 | 1% |
| 調査中 | 16人 | 4% |
| 計 | 431人 | 100% |

○県外歴

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 有 | 188人 | 23% |
| 無 | 630人 | 77% |
| 計 | 818人 | 100% |

○外食・会食

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 有 | 337人 | 41% |
| 無 | 481人 | 59% |
| 計 | 818人 | 100% |

○居住地

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 高松市 | 489人 | 60% |
| 丸亀市 | 89人 | 11% |
| 坂出市 | 27人 | 3% |
| 善通寺市 | 10人 | 1% |
| 観音寺市 | 33人 | 4% |
| さぬき市 | 28人 | 3% |
| 東かがわ市 | 7人 | 1% |
| 三豊市 | 18人 | 2% |
| 三木町 | 14人 | 2% |
| 直島町 | 1人 | 0% |
| 宇多津町 | 29人 | 4% |
| 綾川町 | 6人 | 1% |
| 琴平町 | 1人 | 0% |
| 多度津町 | 9人 | 1% |
| まんのう町 | 2人 | 0% |
| 土庄町 | 7人 | 1% |
| 小豆島町 | 5人 | 1% |
| 県外 | 43人 | 5% |
| 計 | 818人 | 100% |

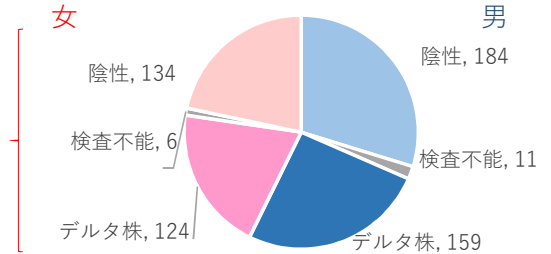
新型コロナウイルス変異株(デルタ株等)検出状況

資料 1 - 3

R3.8.18現在

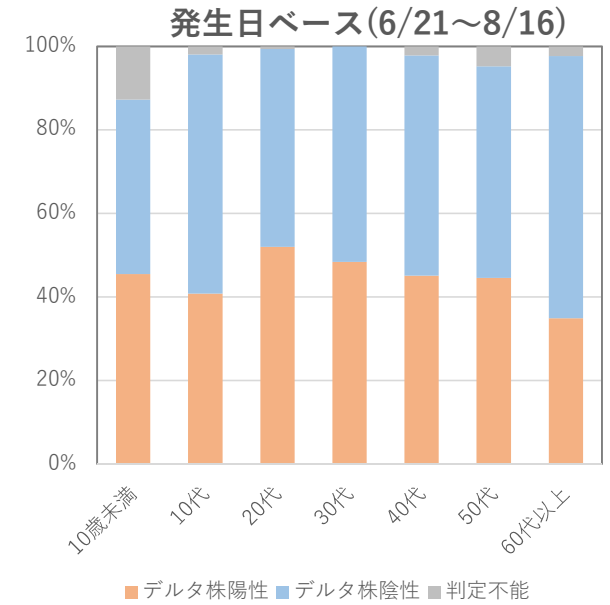
月別集計(発生日ベース全期間)

| | 感染者数 | 変異株PCR実施数 | 実施率(%) | 陽性数 | 陽性率(%) |
|----|------|-----------|--------|-----|--------|
| 5月 | — | 48 | — | 0 | 0.0 |
| 6月 | 84 | 53 | 63.1 | 1 | 1.9 |
| 7月 | 210 | 144 | 68.6 | 30 | 20.8 |
| 8月 | 883 | 461 | 52.2 | 252 | 54.7 |
| 全体 | 1177 | 706 | 60.0 | 283 | 40.1 |

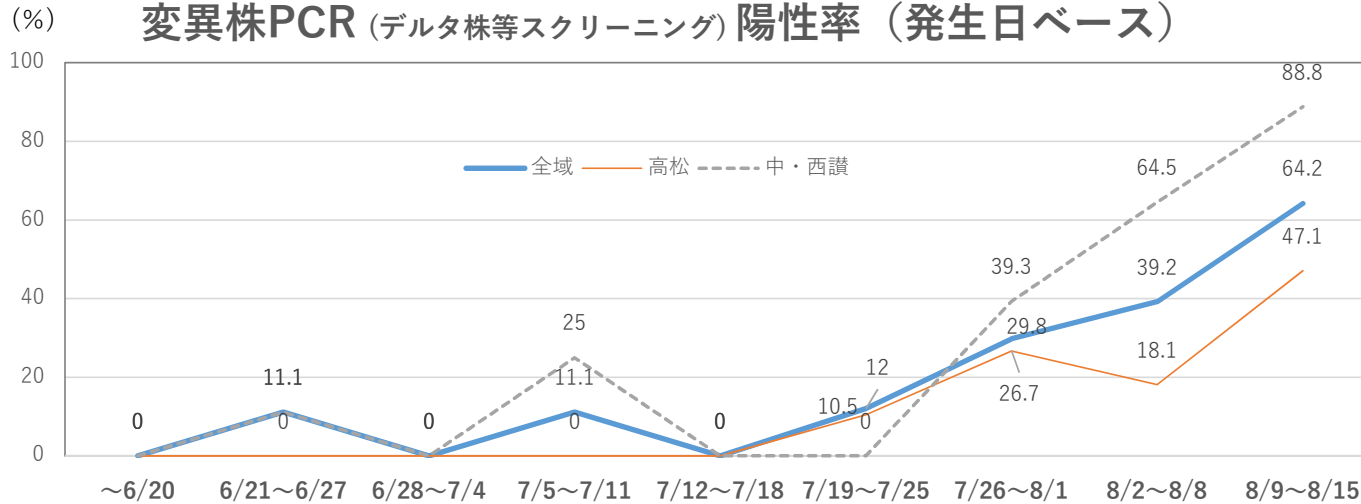


性別構成
発生日ベース(6/21~8/16)

年齢構成



変異株PCR(デルタ株等スクリーニング)陽性率(発生日ベース)

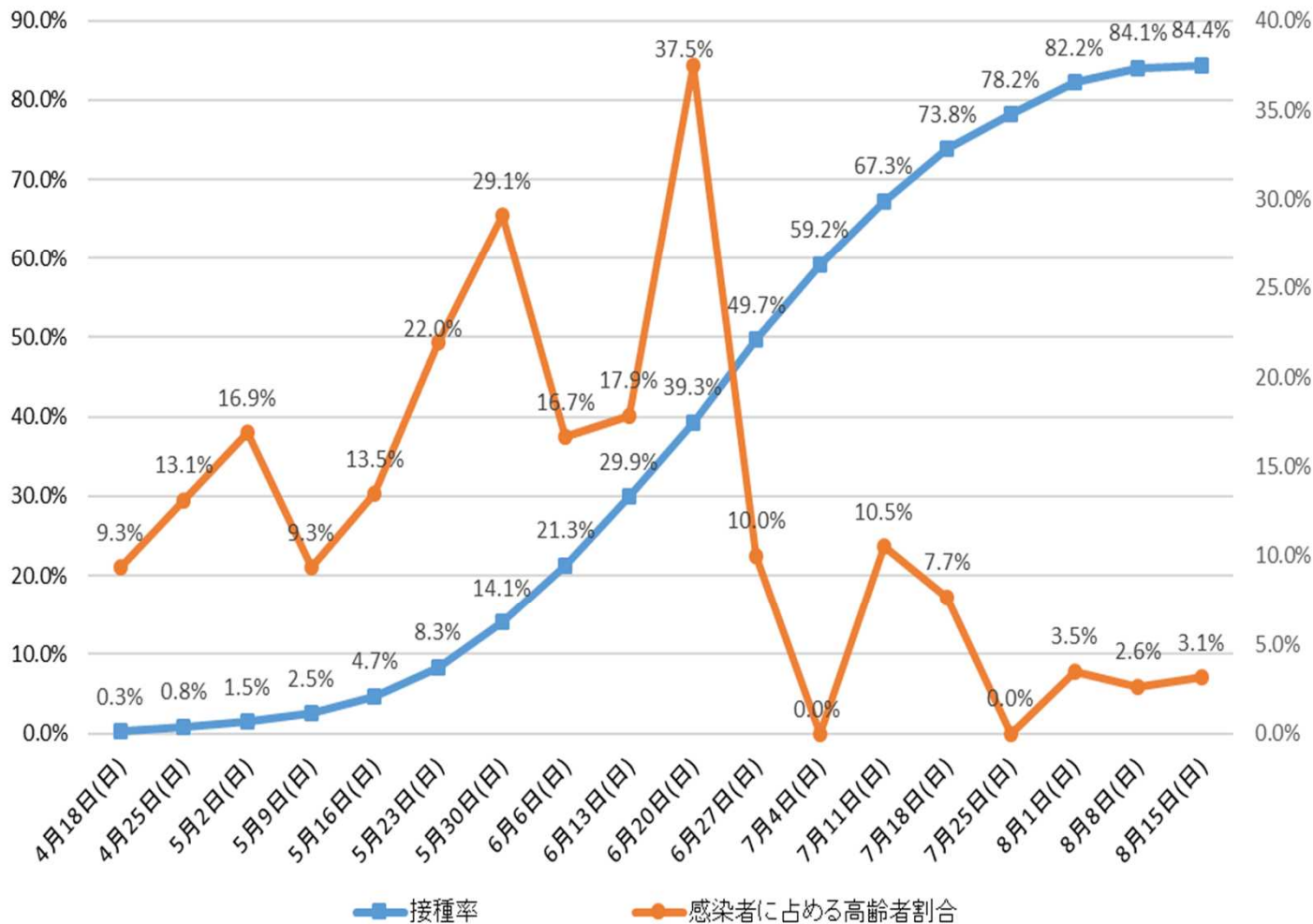


※ 全域には県保健所と高松市保健所を含む。
管轄保健所別に集計したうえで、中讃・西讃保健所分を合算し表示している。

新型コロナウイルスワクチンの接種について①

資料 1 - 4

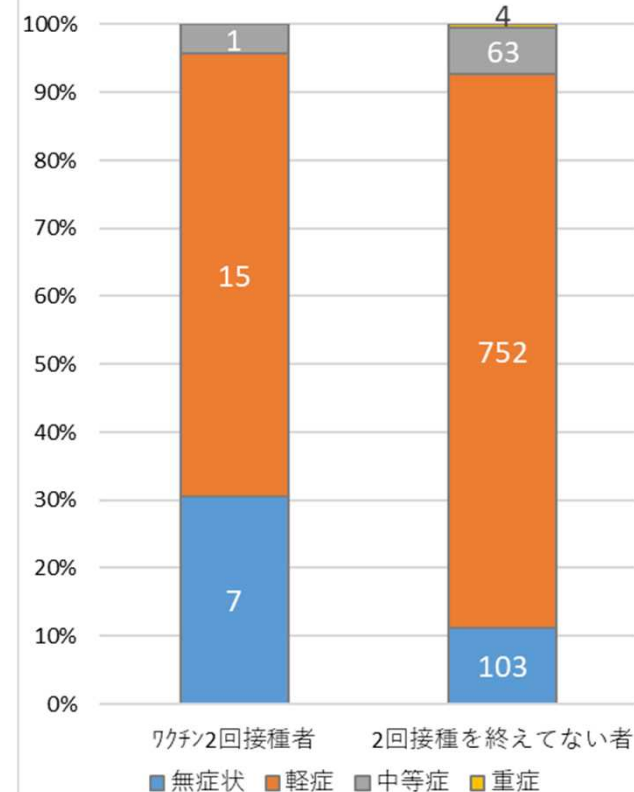
高齢者のワクチン接種率と感染者に占める高齢者割合



ワクチン接種と感染者数の関係

| | 人数 (7/1時点) | 感染者数 (7/1~8/15) | 割合 |
|---------------|---------------|--------------------|-------|
| ワクチン2回接種者 | 154,329 | 23 | 0.01% |
| 2回接種を終わっていない者 | 826,932 | 922 | 0.11% |

症状別の割合(7/1~8/15)



新型コロナウイルスワクチンの接種について②

1 県全体の状況

- 1) 対象者 886,163人（高齢者を含む12歳以上人口 ※令和2年1月1日）
- 2) 接種状況 1回目：389,729回（39.72%） ※8月16日時点
2回目：301,615回（30.74%）
- 3) 配送状況 配送済み 924,690回分（462,345人分）（第11クール（～8/15）まで）
配送予定 349,830回分（174,915人分）（第15クール（～10/10）まで）
合計 1,274,520回分（637,260人分）

※国は10月10日までに、12歳以上人口の8割が2回接種可能なワクチンを配布する方針
※県全体では、上記の一般向けワクチンに加え、医療従事者分（78,780回分）、広域
集団接種センター分（46,800回分）及び職域接種（151,740回分）分を加えれば、10
月10日までに12歳以上人口886,163人の約87.5%に相当する約155万回分が配分される
見込み。 【別紙「本県へのワクチン供給の全体像」参照】

2 職域接種

- 申請状況：33団体（36会場）【接種対象者数 75,870人】 ※8月16日時点
うち承認済み：26団体（27会場）【接種対象者数 50,970人】
- ワクチン配送済み：18団体

※国は、未承認となっている7団体についても、8月中に、順次ワクチンの供給を開始できるとの見通しを示している。

本県へのワクチン供給の全体像

別紙

○ワクチン供給量

【ファイザー社ワクチン】

| | | 4~6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 計 |
|-------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|---|----|---------------------|-----|-------|
| 全国供給量 | | 1億回分 | | 7,600万回分 | | 2,000万回程度 | | |
| 本県配分 | 医療従事者向け | 78,780回分(72箱) (配分実績) | | | | | | 140万回 |
| | 一般向け | 664,950回分(581箱) (第8クールまでの実績) | 438,750回分(375箱) (第9~13クール実績) | 約85,000回(73箱)× 2クール=約170,000回分 (第14・15クール想定※1)) | | 必要に応じて供給を調整 (※2) | | |
| | 県広域集団接種センター | | 40箱(46,800回分) (配分実績) | | | | | |

※1 第14・15クール(9月分)の配分見込み(想定)

1クール:国が示す計画枠73箱(85,410回)、調整枠は見込み不明のため除く
(国は、第15クールまでに12歳以上人口の8割に相当する量を配分する方針)

※2 10月以降については、供給量不明。

【モデルナ社ワクチン】

| | | 4~6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 計 |
|-------|------|------|-------------------|----|----|-----|-----|------|
| 全国供給量 | | | 5,000万回分 | | | | | |
| 本県配分 | 職域接種 | | 151,740回分 (想定) | | | | | 15万回 |

※ 職域接種については、申請があったものが実施された場合の想定接種回数(8/16時点。申請を取下げた団体の回数は除く。)

【アストラゼネカ社ワクチン】

本県への配分予定量:最大1,000回分(9月末まで) ※今後、希望状況に応じ調整
接種場所:綾田医院(高松市香南町)

○本県必要量

接種対象人口(12歳以上) 886,163人 × 2回接種 = **1,772,326回**

⇒ 必要接種回数の約87.5%をカバー

【まとめ】

第14・15クールについて、国から示された計画枠で試算した場合、必要量の約87.5%をカバーしている。

155万回

新型コロナウイルスワクチンの接種について③

3 香川県広域集団接種センター

県が広域集団接種センターを設置・運営し、各市町における接種と並行実施することで、早期のワクチン接種の推進と県全体の接種の加速化を図る。

◇実施内容

○接種期間：8月2日（月）から9月12日（日）までの6週間（毎日）

○接種場所：2会場

【高松会場】香川大学体育館（高松市幸町）

【中西讃会場】四国学院大学体育館（善通寺市文京町）

○対象者（予約状況 合計：約15,300人）

高齢者施設・障害者施設等の従事者（約2,100人）、小・中・高等学校等の教職員等（約6,100人）
保育所・こども園等の職員（約2,000人）、警察官等（約1,200人）、消防団員（約600人）、
高校3年生（約2,800人）、県職員（対人支援等を担う者）（約200人）、飲食店従事者（約300人）

○接種状況：8月15日現在、12,671人への1回目接種済み

市町での接種、職域接種及び県での広域集団接種を並行して実施することで、希望するすべての方が早期にワクチン接種を受けられるよう推進を図る。

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策

令和3年8月19日

まん延防止等重点措置（別添資料：対策の概要・詳細）

実施期間：8月20日（金）～9月12日（日） 措置区域：高松市

1. 県民への協力要請等（法第31条の6第2項、第24条第9項等）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
特に混雑した場所等への外出は半減するよう呼びかけ
- 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請（法第31条の6第2項）
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
別添3（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第31条の6第1項、第24条第9項等）

- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設）、
入場整理等（※）について働きかけ

(※) 施設の入場者の整理・誘導や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など

○百貨店の地下の食品売り場等について、管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう協力要請

○飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添 2 (再掲)：業種別ガイドライン

別添 7 (省略)：今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 9 (省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者 と接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所 でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

[措置区域の事業者に対しては、上記に加え、下記事項を要請] (法第31条の6第1項)

○飲食店への営業時間の短縮を要請、

飲食店に対し、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わないよう要請

○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛を要請

○政令で定めるまん延を防止するために必要な措置(※)を実施するよう要請

(※) 入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)、など

○大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

国の基本的対処方針や催物(イベント等)の開催に係る留意事項(各種通知)等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添 10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添 10：催物(イベント等)の開催に係る留意事項

○事前相談の対象となる催物(イベント等)のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

○集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、原則、休館・休園または利用自粛等の対応(別紙2)

開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請
- 対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（別紙（省略））

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））
- 医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 宿泊療養施設の充実を図る。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により計画的に出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。
- 主要駅や高松港、高松空港などでの感染拡大防止に向けた呼びかけを強化する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

香川県 まん延防止等重点措置（概要版）

期間：令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

③①②④…特措法の根拠条項

協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第31条の6第1項、2項

…まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等
事業者への要請には命令・罰則あり（第1項のみ）

特措法第24条第9項

…県民・事業者への感染防止の協力要請等。罰則等なし

| | 重点措置区域（高松市） | 重点措置区域（高松市）以外の地域 |
|------------------|---|---|
| 飲食店 | ③① 飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 協 ③① 飲食店に対する酒類の提供（店内持込み）の自粛要請 ③① 飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ③① 入場者の整理やマスク着用の徹底などの事業者への要請 | ②④ 業種別ガイドラインを遵守するよう協力要請 |
| 大規模 集客施 設等 | ②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開 催時は午後9時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働き かけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホ ームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ | ②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開 協 催時は午後9時まで）とする協力要請 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働き かけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホ ームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ |
| イベ ント | ②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする 協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請 | ②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする 協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請 |
| 外出 | ②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ③① 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請 | ②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請 |
| 事業者 | ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や 休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ | ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や 休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ |

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

香川県 まん延防止等重点措置

<期間>

令和3(2021)年8月20日(金)

～

令和3(2021)年9月12日(日)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市

期間

令和3年8月20日(金)～9月12日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- 他の都道府県間の不要不急の移動・往来を自粛
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛**
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛

【法第24条第9項】

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない

【法第31条の6第2項】

- 混雑した場所等への外出の半減

【法第31条の6第2項】

●事業者への協力要請①

- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとる
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図る
- ・ 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進する
- ・ 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促す
- ・ 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進する
- ・ 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力する
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施する
 - ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・ 日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

●事業者への要請等②

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第31条の6第1項】
- 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない 【法第31条の6第1項】
- 飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛 【法第31条の6第1項】
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施する
(※) 入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など 【法第31条の6第1項】
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第31条の6第1項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限等を行うこと、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第24条第9項】

●事業者への協力要請③【特措法第24条第9項】

高松市以外

• 飲食店等以外の政令で定める施設について、

営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設）

【法第24条第9項】

入場整理等（※）

（※）施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など

• 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の

整理等」を行う

【法第24条第9項】

●イベントの開催についての協力要請【特措法第24条第9項】

香川県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

| | 収容率 | 人数上限 | 開催時間 |
|--------------------------|-----------|----------|---------|
| 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 | 100%以内※1 | 5,000人以下 | 21時まで※4 |
| 大声での歓声、声援等が想定される場合 | 50%以内※2、3 | | |

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- ・ 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ・ イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力要請を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

飲食店への営業時間短縮の第6次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1 実施期間(要請期間)

令和3年**8月20日(金)** 午前0時 ～ **9月12日(日)** 午後12時

→第5次要請の期間は、8月19日(木) 午後12時までに短縮

2 対象区域

高松市内全域 (その他の市町は、要請の対象外)

3 根拠

特措法第31条の6第1項

4 対象

高松市内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主

✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請
 - ・ 営業時間は、**午前5時から午後8時までに限る**
 - ・ 『**酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない**』よう要請
 - ・ 飲食を主として業としている店舗への『**カラオケ設備の利用自粛**』を要請
- ☆ **かがわ安心飲食店認証制度の認証店についても同様の取扱いとする**

飲食店を経営されている皆様には、6度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。 9

香川県営業時間短縮協力金（第6次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

<要件>

営業時間短縮の第6次要請の全期間を通して(※)【令和3年8月20日(金)午前0時～9月12日(日)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後8時までとすること
- ・『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
- ・飲食を主として業としている店舗等への『カラオケの設備の利用自粛』を要請

にご協力いただいた、**高松市内**の飲食店

- ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
- ※『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』についても、「営業時間の短縮」にに応じていただくとともに、「酒類の提供(客の店内持込みを含む)」は行わず、「カラオケ設備の利用」は自粛していただく必要があります。
- ※深夜営業をされている店舗について、8月20日(金)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。
- ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

●支払い額

〔中小企業〕

前年度又は前々年度の1日当たりの**売上高**に応じて 3万円～10万円/日

- ・1日当たりの売上高が7万5千円以下の場合 → 一律3万円/日を支給
- ・1日当たりの売上高が7万5千円超の場合 → 1日当たりの売上高×0.4 (上限10万円/日)

〔大企業〕※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの**売上高の減少額**の4割

- ・上限20万円/日

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第6次）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第6次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、9月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける高松市内の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 36万円（12日分）

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 8月20日～9月12日の時短等要請に全面的に協力いただける事業者。
- ✓ 第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること。
- ✓ 第6次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと。
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】

| 時短要請 | 第1次 4/7～4/20 | 第2次 4/28～5/11 | 第3次 5/12～5/31 | 第4次 6/1～6/14 | 第6次 8/20～9/12 | 本 申 請 受 付 |
|---------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| 【対象】 高松市内 | 14日間 | 14日間 | 20日間 | 14日間 | 24日間 12日分 | |
| いずれかの協力金を支払い済 | | | | | ↑ 前払い金の対象 | |

※制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、8月下旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

大規模施設等への営業時間短縮の協力要請

1 実施期間(要請期間)

令和3年8月20日(金)～ 9月12日(日)

2 対象区域

香川県全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者
及び大規模施設のテナント等の事業者 <<対象施設例は別紙>>

5 要請の内容

夜間営業している大規模施設を運営する事業者、及び大規模施設のテナント等の事業者に対し、
営業時間を午前5時から午後8時までとすること (※イベント開催の場合は午後9時まで)

営業時間短縮協力要請の対象施設（例示）

| 種類 | 対象施設例 |
|----------------|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館 等 |
| 集会場等 | 集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等 |
| ホテル等 | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 博物館等 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等 |
| 運動施設 及び遊技場 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等 |
| 遊興施設 | カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等 |
| 物品販売業 を営む店舗 | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ） |
| サービス業 を営む店舗 | スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ） |

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等
 ※ 飲食店（高松市以外に限る）については、この時短要請の対象施設から除く

大規模施設等への営業時間短縮協力金

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が**1,000㎡超**の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、**令和3年8月20日(金)から9月12日(日)までの間**営業時間を**午前5時から午後8時まで**とする短縮要請にご協力いただいた方
(ただし、イベント開催の場合は**午後9時まで**)

(※準備期間を考慮し遅くとも8月22日(日)からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります)

※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

● 支払い額(主なもの)

(1) 大規模施設を運営する事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 1,000\text{㎡ごとに20万円/日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ (\text{定休日を除く}) \end{array}$$

(2) 大規模施設のテナント事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 100\text{㎡ごとに2万円/日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ (\text{定休日を除く}) \end{array}$$

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※営業時間短縮の状況が分かる資料(告知文やホームページの写真など)が必要となります。

令和3年8月19日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

本県が「まん延防止等重点措置」の実施区域となったことに伴い、国の事務連絡を踏まえ、催物（イベント等）開催に係る留意事項別添10について、改めるもの。

<ポイント>

| | 収容率 | 人数上限 |
|--|--|--------|
| 【香川県全域】 対象期間：8/20～9/12 開催時間：21時まで （無観客を除く） | 大声なし 100%以内 （収容定員がない場合は、密にならない程度の間隔） 大声あり 50%以内 （収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(1m)） | 5,000人 |

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

| | |
|------|---------------------------|
| 別添10 | : 催物（イベント等）開催に係る留意事項（第2版） |
| 別紙1 | : 感染防止策チェックリスト |
| 別紙2 | : 必要な実積疎明資料の判定 |
| 別紙3 | : 催物結果報告フォーム |
| 別紙4 | : 事前相談窓口（香川県） |
| 参考1 | : イベント開催時の必要な感染防止策 |
| 参考2 | : 大声での歓声・声援等のイベント例 |
| 参考3 | : 感染状況に応じたイベント開催制限等 |

（参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

- 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（令和3年8月17日付け事務連絡）
- 「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」
（令和3年6月30日付け事務連絡）
- 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（令和3年6月17日付け事務連絡） ほか

催物（イベント等）の開催に係る留意事項

<フローチャート>

第2版 令和3年8月19日公開 香川県

※まん延防止等重点措置の実施期間における開催時間は、21時までとする。
（無観客で開催される催物等については、開催時間短縮の要請対象外。）

STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は
全国的・広域的な移動を伴う催物
ですか

1. に該当
P. 2を参照

はい

いいえ

STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する
業種別ガイドラインは、令和2年9月
以降に改訂されていますか

2. に該当
P. 5を参照

はい

いいえ/ガイドラインがない

STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、
入退場や区域内の適切な行動が
確保できる催物ですか

3. に該当
P. 6を参照

はい

いいえ

STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容
定員がない場合は密にならない程度の距離）が
適切だと考えますか

4. に該当
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限でよい

STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」（※）と判断を
されていますか（※P. 9を参照）

5. に該当
P. 8を参照

はい

いいえ

疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と
するためには、実績疎明資料や結果
報告が必要です

6. に該当
P. 10を参照

1. 事前相談対象外の催物：概論

対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表が必要な場合あり。**

パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

| 国の目安(※) | 屋内 | 屋外 |
|---------|--------------------|-------------------|
| 収容率 | 50%以内 | 十分な間隔 (できれば2m) |
| 人数上限 | 5,000人 (→全員の参加が可能) | |

- 必要な準備等
特になし

パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

| 国の目安(※) | 大声・歓声等なし | | 大声・歓声等あり | |
|---------|--|-------------|----------|----------------|
| | 収容定員あり | 収容定員なし | 収容定員あり | 収容定員なし |
| 収容率 | 100%以内 | 密にならない程度の間隔 | 50%以内 | 十分な人と人との間隔(1m) |
| 人数上限 | 5,000人と50%のいずれか大きい方 (→全員の参加が可能) ※1 | | | |

- 必要な準備等
 - ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
 - ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等 (次ページ参照)

※1 人数上限について、緊急事態宣言措置期間及びまん延防止等重点措置適用期間は「5,000人」、経過措置期間は「5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)」のいずれか大きい方となる。

1. 事前相談対象外の催物：公表等①

公表等が必要な資料

【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の*項目は適宜)。

●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

●実績疎明資料 別紙2

●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、
別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談対象外の催物：公表等②

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の
業種別ガイドラインがない催物

○基準

国の目安(※)

屋内

屋外

収容率

50%以内

十分な間隔
(できれば2m)

人数上限

5,000人

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の4週間前までに、下記資料を、都道府県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

対象

- 参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

国の目安(※)

間隔の維持が可能

間隔の維持が困難

取扱い

十分な
人と人との間隔
(1m)

開催について
慎重に判断

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の4週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

4. 主催者等が、収容率について、 50%上限が適切だと考える場合

対象

- 主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

○基準

国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方 **※1**

- 必要な準備等 **※1** 人数上限について、緊急事態宣言措置期間及びまん延防止等重点措置適用期間は「5,000人」、経過措置期間は「5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)」のいずれか大きい方となる。

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の4週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

○基準

国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方 **※1**

※1 人数上限について、緊急事態宣言措置期間及びまん延防止等重点措置適用期間は「5,000人」、経過措置期間は「5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)」のいずれか大きい方となる。

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の4週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

○基準

国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方 **※1**

※1 人数上限について、緊急事態宣言措置期間及びまん延防止等重点措置適用期間は「5,000人」、経過措置期間は「5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)」のいずれか大きい方となる。

○必要な準備等

【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の4週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ*

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を都道府県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料 別紙3 及び 映像・音声等データ*

* 例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

* 都道府県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。

感染防止策チェックリスト

別紙 1

STEP 1

催物の 情報

本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご登録ください。

※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

開催案内等
のURL

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるため
には、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク常時 着用の奨励

マスク着用状況が確認でき、着用していない
場合は個別に注意等を行う

大声を 出さない ことの奨励

大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等
を行う

スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を
禁止する

手洗 手指消毒

こまめな手洗を奨励する
アルコール等の手指消毒液を設置する

消毒の 徹底

施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した
可能性のある場所等）をこまめに消毒する

換気 保湿

法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな
換気を行う
・ 1時間に2回以上、1回に5分以上
・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等

乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿
する。

密集の回避

時間差入退場等により、入退場時の密集を回避
する

人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、
休憩時間や待合場所での密集も回避する

入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない
場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

身体的距離 の確保

- 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する
 - ・同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
- 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する
- 足型マークの設置、誘導員の配置、等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保する

飲食の制限

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する
- 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する
- 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う

参加者の 制限

- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する
 - ※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

参加者の 把握

- 可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する
- 接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスを奨励する
 - ・アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する
 - ・携帯電話の利用を控える場面では、「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

演者・選手 等の 行動管理

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える
- 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる
- 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する
・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施

催物 前後の 行動管理

- イベント前後の感染防止の注意喚起を行う
・直行・直帰の呼びかけ
・「5つの場面」の注意喚起
・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等
- 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う
・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討
・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討
・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進等

ガイド ライン遵守 の旨の公表

- 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

感染防止策チェックリスト

STEP 3 徹底的な 感染防止

食事を伴わない場合で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク着用
大声を出さ
ないこと
の担保

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する

担保のための確実な措置を講じる
・ 常時監視のための人員配置
・ デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング
等

感染防止策チェックリスト

STEP 4

映画館等の場合

映画館等（食事を伴うものの発声がない場合）で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です（事前相談不要の場合は記入不要です）。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマスク着用担保

催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知する

着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る

十分な換気

以下の基準を確保する

- ・二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該基準を遵守していることが確認できる
- ・機械式換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されている（野外的場合は確認を要しない）

追加的な飲食対策措置

発声が想定される場面（休憩時・催物前後）の観客席等での飲食を禁止する

長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努める

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

感染防止策チェックリスト

STEP 5

野外 フェス等 の場合

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

追加的な 身体的距離 の確保措置

誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する

・催物中の区画あたりの人数制限
・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
等を行う

追加的な 密集の回避 措置

混雑状況のモニタリング・発信等を行う

感染防止策チェックリスト

STEP 6

チェック
項目を
満たさな
い場合

STEP 2～5の各チェック項目を満たさない場合には、
下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、
問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック
項目を
満たさない
場合でも、

感染防止
対策上、
問題がない
と考える
事由

STEP 1 出演者等 の実績

催物の出演者・チームについて、それぞれ過去の催物の音声又は動画はありますか

当該データ
をご提出
ください
(※)

いいえ

はい

STEP 2 主催者等 の実績

催物の主催者等について、過去に大声・歓声等なしの催物を開催したことはありますか

はい

- ① 当該類似の催物の音声又は動画データ (※)
 - ② 来場者層の類似性の説明 (P. 2～3)
 - ③ 当該類似の催物と同種対策を講じることを示す計画書 (主催者等作成書類、形式不問)
- の3種類の資料をご提出ください

いいえ

収容率の 目安

収容率の上限は、50%以内で催物を開催してください

※実績疎明資料のご提出は不要です

→次ページ以降に資料フォーマット有

※事前相談不要の場合は、都道府県へのデータの提出は不要です。

また、事前相談を行う場合で、開催地の都道府県に対して、過去に結果報告資料としてデータをご提出いただいたことがある場合は、その旨を都道府県にご連絡ください。

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の催物の情報

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物の情報をご記入ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数
(実績)

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の
催物との
類似性

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物との類似性をご記入ください。

| | 今回の催物 | 過去の催物 |
|---|-------|-------|
| 催物の 類型 例： 音楽ジャンル 興行区分 地域性 季節性 | | |
| 来場者の 類型 例： 年齢層 男女 地域性 季節性 | | |
| その他 類似性を 基礎づける 事情 例： 開催規模 | | |

催物結果報告フォーム

別紙3

○催物の情報（公表する場合、*については適宜）

| | |
|----------------------|--|
| 開催日時 | |
| 催物の類型 | |
| 都道府県 | |
| 都道府県コード | |
| 開催会場（名前） | |
| 会場所在地（市区町村） | |
| 会場所在地（番地等） | |
| 会場収容定員 | |
| 予定参加者数 | |
| 当日参加者数（不明の場合は“-”を入力） | |
| 出演者、チーム | |
| 主催者 | |
| 主催者所在地（都道府県）* | |
| 主催者所在地（市区町村）* | |
| 主催者所在地（番地等）* | |

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

| | |
|--|--|
| 感染者の参加 | |
| 感染者数 | |
| 疑われる感染の態様 | |
| 考えられる感染の原因 | |
| ※催物自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください | |

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、催物開催の目安設定・事前相談等の際の判断の参考とさせていただきます。

○大声・歓声等の発生

| | |
|------------------------------|--|
| 主催者等の制止ができる程度の 大声・歓声等の発生 | |
| 主催者等の制止ができない程度の 大声・歓声等の発生 | |
| 大声・歓声等の発生回数・発生した原因 | |
| 主催者等の制止ができなかった原因 | |
| 今後の改善策（具体的行動、スケジュール） | |

○感染防止策不徹底

| | |
|----------------------|--|
| 感染防止策不徹底 | |
| 具体的な不徹底事由 | |
| 不徹底の原因 | |
| 今後の改善策（具体的行動、スケジュール） | |

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、催物開催の目安設定・事前相談等の際の判断の参考とさせていただきます。

事前相談窓口

| 都道府県コード | 相談窓口 |
|---------|---|
| 37 | 香川県 |
| | <ul style="list-style-type: none">■事前相談窓口：香川県■住所：〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号●コンサート等<ul style="list-style-type: none">香川県 文化芸術局 文化振興課メールアドレス bunka@pref.kagawa.lg.jp電話番号 087-832-3784●展示会等<ul style="list-style-type: none">香川県 商工労働部 経営支援課メールアドレス keiei@pref.kagawa.lg.jp電話番号 087-832-3339●プロスポーツ等<ul style="list-style-type: none">香川県 交流推進部 交流推進課メールアドレス kouryu@pref.kagawa.lg.jp電話番号 087-832-3055●その他<ul style="list-style-type: none">香川県 政策部 政策課メールアドレス seisaku@pref.kagawa.lg.jp電話番号 087-832-3126 |

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

| | | |
|---|--------------|---|
| ① | 適切なマスク着用徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |

(2) 基本的な感染防止等

| | | |
|---|----------|--|
| ③ | ①～②の奨励 | <ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する |
| ④ | 手洗の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の徹底を促す |
| ⑤ | 消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと |
| ⑥ | 換気 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿 |
| ⑦ | 密集の回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限 |
| ⑧ | 身体的距離の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔） |

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
令和3年8月17日付 事務連絡（抜粋）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

| | |
|-----------------|---|
| ⑨ 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。） |
| ⑩ 参加者の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p> |
| ⑪ 参加者の把握 | <ul style="list-style-type: none">・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入） |
| ⑫ 演者の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処 |
| ⑬ 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進</p> |
| ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表 | <ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 |

(3) イベント開催の共通の前提

| | |
|-----------------|---|
| ⑮ 入退場やエリア内の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p> |
| ⑯ 地域の感染状況に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例

| <p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p> | <p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p> |
|---|--|
| <p>音楽</p> | <p>音楽</p> |
| <p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p> | <p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p> |
| <p>演劇等</p> | <p>スポーツイベント</p> |
| <p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p> | <p>サッカー、野球、大相撲 等</p> |
| <p>舞踊</p> | <p>公営競技</p> |
| <p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p> | <p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p> |
| <p>伝統芸能</p> | <p>公演</p> |
| <p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p> | <p>キャラクターショー、親子会公演 等</p> |
| <p>芸能・演芸</p> | <p>ライブハウス・ナイトクラブ</p> |
| <p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p> | <p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p> |
| <p>公演・式典</p> | <p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p> |
| <p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p> | |
| <p>展示会</p> | |
| <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p> | |
| <p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p> | <div data-bbox="1307 1089 2032 1218" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 令和2年11月12日付 事務連絡（抜粋）</p> </div> <div data-bbox="1825 1246 2032 1315" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>参考 2</p> </div> |

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6 / 17～の取扱い）

【別紙1】

| | | 収容率※4 | 人数上限※4 | 営業時間短縮 |
|-------------------|---|---|--|---------|
| 緊急事態措置区域 | | 50% | 5,000人 | 21時まで |
| まん延防止等重点措置 | 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月) | 大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内 | (まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人 | 都道府県の判断 |
| | | | 5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 | |
| | | | 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方 | |
| その他都道府県※3 | | | 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方 | なし |

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
令和3年8月17日付 事務連絡（抜粋）

参考3

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年8月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、8月20日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とすることとし、また、同じく令和3年8月17日に、8月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とする旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を

都道府県等においては、本事務連絡等に基づき、催物の開催制限について、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年6月30日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催に係る事前相談等の際の
フォーマット等について

令和3年6月17日付け事務連絡「基本的対象方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」1.(5)⑥(II)アにおいて、「HP等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」としたところ、別添1のとおり催物の開催に係る事前相談の際のフォーマット等を作成したため、各都道府県において、適宜追記・修正の上、HP等に掲載・公表されたい。

また、同事務連絡1.(5)⑥(II)アにおいて、「主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、各都道府県の窓口一覧を作成する)。」としたところ、別添2のとおり窓口一覧を作成したため、併せてHP等に掲載・公表されたい。

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年6月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月27日付け事務連絡により通知したとおり、同年7月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。また、同年5月28日付け事務連絡により通知したとおり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知することとされている。

特定都道府県、重点措置区域である都道府県及びその他の都道府県の催物の開催制限等については、当面8月末まで下記のとおり取り扱うこととし、また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについて、併せて示すので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、9月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三(3)2)等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。

県有施設等における対応

別紙 2

(1) 休館・休園する施設 (22施設)

| 施設名 | 現在の状況 (8月19日時点) | 休館・休園期間 |
|----------------------------------|--------------------|---------------|
| 栗林公園 | 休園 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| さぬきこどもの国 | 休園 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| 県立ミュージアム | 休館 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| 東山魁夷せとうち美術館 | 休館 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| 瀬戸内海歴史民俗資料館 | 休館 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| 瀬戸大橋記念館・刻月亭 | 休館 | 8月7日 ~ 9月12日 |
| 香川県防災センター (体験コーナー等) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 県民いこいの森野営場 | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 大川山野営場 | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 女木島野営場 | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| さぬき動物愛護センター (ドッグラン等) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 香川県粟島海洋記念公園 | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 観光情報センター (サンポート高松交流拠点施設) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| JR高松駅構内 「香川・高松ツーリストインフォメーション」 | 閉所 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 香川用水記念公園 | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 小豆オリーブ研究所 (展示室) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 香川県園芸総合センター | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 香川用水資料館 (1階展示スペース) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| さぬき空港公園 (グラススキー場) | 休園 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 総合水泳プール (トレーニングマシンルーム) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 埋蔵文化財センター (展示室) | 休館 | 8月14日 ~ 9月12日 |

(2) 利用自粛の看板を設置する施設 (33施設)

| 施設名 | 現在の状況 (8月19日時点) | 利用自粛要請期間 |
|-----------------------------------|--------------------|---------------|
| 公渚森林公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 満濃池森林公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| ドングリランド | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 瀬戸大橋記念公園 (瀬戸大橋記念館・刻月亭を除く) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 坂出緩衝緑地 (公園施設) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 琴弾公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 琴林公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 琴平公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 桃陵公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 亀鶴公園 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 県管理ダム周辺公園【14か所】 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 高松港・詰田川緑地 (グリーンパーク) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 高松港・ハーバープロムナード (赤灯台付近の視聴覚遊具周辺) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 豊浜港・一の宮緑地 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 仁尾港・江尻 I 地区緑地 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 池田港・港湾緑地 | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| さぬき空港公園 (公園施設) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 香東川公園 (公園施設) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 土器川公園 (公園施設) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |
| 五色台少年自然センター (トリムコース・芝生の広場) | 利用自粛中 | 8月14日 ~ 9月12日 |

(3) 開館・開園時間を短縮する施設（17施設）

| 施設名 | 現在の開館・開園時間 (8月19日時点) | 時間短縮 内 容 | 時間短縮後の 開館・開園時間 | 時間短縮期間 |
|---|--|-------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 文化会館 | 9:00 ～ 17:00 (夜間予約) 22:00 | 17時閉館 | 9:00 ～ 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 香川県県民ホール | 9:00 ～ 22:00 | 20時閉館 (イベント開催時除く) | 9:00 ～ 20:00 (イベント開催) 21:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (Setouchi-i-Baseを除く) | 10:00 ～ 21:30 (土日祝) 18:00 | 閉館時刻を 1時間30分繰上げ (土日祝除く) | 10:00 ～ 20:00 (土日祝) 18:00 | 8月20日 ～ 9月12日 |
| 県立文書館 | 9:00 ～ 17:00 (火～金・自習コーナー) 19:00 | 17時閉館 | 9:00 ～ 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 香川国際交流会館 (アイパル香川) | 9:00 ～ 18:00 (火～金・会議室) 21:00 | 会議室利用を 3時間繰上げ | 9:00 ～ 18:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 香川県社会福祉総合センター | 9:00 ～ 21:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 9:00 ～ 20:00 | 8月20日 ～ 9月12日 |
| 香川県社会福祉総合センター (福祉ライブラ リー) | 10:00 ～ 18:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 10:00 ～ 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉セ ンター) | 8:30 ～ 21:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 8:30 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 香川県青年センター | 9:00 ～ 21:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 9:00 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場・展示 場・大型テント広場) | 0:00 ～ 24:00 | 21時閉館 (深夜利用中止) | 9:00 ～ 21:00 | 8月20日 ～ 9月12日 |
| 高松港・香西地区緑地 (多目的広場) | 9:00 ～ 21:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 9:00 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 丸亀高校武道館 | 9:00 ～ 21:00 (日祝) 17:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ (日祝除く) | 9:00 ～ 20:00 (日祝) 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 総合運動公園 | 8:00 ～ 21:00 | 閉園時刻を 1時間繰上げ | 8:00 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外) | 9:00 ～ 21:00 | 閉場時刻を 1時間繰上げ | 9:00 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以 外) | 10:00 ～ 22:00 (日祝) 17:00 | 閉館時刻を 2時間繰上げ (日祝除く) | 10:00 ～ 20:00 (日祝) 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 県立武道館 | 9:00 ～ 21:00 | 閉館時刻を 1時間繰上げ | 9:00 ～ 20:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |
| 県立図書館 | 9:00 ～ 19:00 (金) 20:00 (土日祝) 17:00 | 17時閉館 | 9:00 ～ 17:00 | 8月14日 ～ 9月12日 |

※ (1) (2) (3) について、予約済みのものは対象外とする。

(4) 新規予約の受け付けを停止する施設 (34施設)

| 施設名 | 新規予約受け付け停止期間 |
|------------------------------------|---------------|
| 文化会館 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川県県民ホール | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (レンタルスペース) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 県立文書館 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川国際交流会館 (アイパル香川) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川県社会福祉総合センター | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川県社会福祉総合センター (ボランティア・男女共同参画交流室) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉センター) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川県青年センター | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香川県産業交流センター (サンメッセ香川) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 産業技術センター (会議室、研修室、視聴覚室) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| ネクスト香川 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| FROM香川 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 地域職業訓練センター | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 瀬戸大橋記念公園 (球技場・マリンドーム・ターゲットバードゴルフ場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 坂出緩衝緑地 (番の州球場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (展示場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (多目的広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (アート広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| サンポート高松交流拠点施設 (大型テント広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 高松港・香西地区緑地 (パークゴルフ場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 高松港・香西地区緑地 (多目的広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 高松港・香西地区緑地 (芝山マリンランド) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| さぬき空港公園 (イベント広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 香東川公園 (球技広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 土器川公園 (球技広場) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 丸亀高校武道館 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 総合運動公園 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外) | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 県立武道館 | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 五色台少年自然センター | 8月12日 ~ 9月12日 |
| 屋島少年自然の家 | 8月12日 ~ 9月12日 |

※一部 (3) の施設と重複あり

宿泊療養施設の充実について

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設については、2施設212室を確保していますが、現在の感染拡大に対応するため、8月30日(月)から高松市内で3施設目を借り上げ、スタッフの確保や訓練などの準備が整い次第、患者の受入れを開始します。

●施設の概要

ホテルルートイン高松屋島 高松市春日町1653-2

居室数 149室



令和3年8月19日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111（内線 3512）

「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊等を助成する「新うどん県泊まってかがわ割」については、「緊急事態対策期」の延長に伴い、9月12日までの旅行に係る新規予約及び既存予約の助成適用を停止します。

1 取扱いの一部変更について

(1) 助成適用の停止

- ・「新うどん県泊まってかがわ割」については、現在、8月31日（火）までの旅行に係る新規予約及び既存予約の助成適用を停止しているところですが、「緊急事態対策期」の延長に伴い、9月1日（水）から9月12日（日）までの旅行についても助成適用を停止します。

(2) キャンセル料

- ・本日から8月28日（土）までに発生した、9月1日（水）から9月12日（日）までの旅行に係るキャンセル料については、県が旅行会社及び宿泊施設に支援します。

2 問合せ先

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住 所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10：00～17：00（土日祝、年末年始12/29～1/3は休業）

※ただし、9月12日までの土日は営業

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



令和3年8月19日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

まん延防止等重点措置を実施すべき地域の追加に伴う飲食店への営業時間短縮の要請とあわせて、令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、高松市内におけるGo To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。

学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、8月20日～9月12日の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

記

1 感染症対策について

- 夏季休業中であっても、濃厚接触者や接触者に特定されたり、陽性が判明した場合は、速やかに担任や顧問等に報告するよう、周知すること。
- 本人やその家族に風邪症状がある場合は、登校や出勤を控えるよう、周知徹底し、授業日においては、出席停止扱いとすること。

2 部活動について

(1) 実施の可否について

| | 区分 | 実施の可否 |
|---|---|-------|
| ア | 自校のみの練習 | ○ |
| イ | 県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等 | × |
| ウ | 県内大会等への参加 | ○ |
| エ | 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加 | |
| オ | 県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く） | × |
| カ | 県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加 | |

(2) 実施上の留意点について

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 部活動については、顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画、大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。

- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

3 特別活動等について

- 文化祭は、非公開とし、自校の生徒・教職員のみでの参加とすること。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動においても、感染状況に鑑み、実施の可否を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。